

# 告 示

- 1 試験場では、机の上に学生証を置いておくこと。持込みを許可されたもの以外は、カバンの中にしまうこと。
- 2 試験場では、携帯電話等の通信機器の使用を一切禁止する。必ず電源を切り、カバンの中にしまうこと。携帯電話等が目に見えるところにあつた場合は、答案を没収し無効とした上で即時退場を命じる。また、携帯電話等を手にした者はその場で不正行為として取扱う。
- 3 不正行為を行った者は、学則によって懲戒処分に付される。  
懲戒処分により停学となつた場合、停学期間は在学期間に算入しないため、卒業が最低1年間延長される。また、不正行為を行った場合、通年科目及び当該学期にかかる科目の履修登録が全て無効となる。奨学金を受給している者については給付が廃止され、場合によっては全額返済の義務を負うことになる。
- 4 レポートにおいては、文章やデータの盗用（引用の範囲を明示せず、かつ引用元を明記せずに引用すること。データの改ざん・ねつ造も含む。）、レポートの流用（他人の書いたレポートを提出すること、他人にレポートを写させること。）または文章の代筆（他人の代わりに書くこと。）をしてはならない。

試験が厳正に行われるよう、学生諸君の自重を望む。